

Dさんのケース

Dさん（男性）は、1949（昭和24）年、九州地方生まれ（聞き取り時点で55歳）。異母姉と父親がハンセン病を患い、星塚敬愛園に収容された。高校3年のときの就職試験では「門前払い」。あまつさえ、企業から、暗に、彼を退学にさせるように学校に圧力がかった。Dさんの人生でのつぎの難関は、結婚であった。Dさんに強靱な意志が備わっておらず、かつ、幸運な出会いに恵まれなければ、Dさんの人生はどうなっていたか、まったく保証はない。

父は敬愛園で仕事をしていると思っていた

Dさんの父親が星塚敬愛園に入所したのは、彼が小学校にあがる前であった。また、異母姉も、もっと以前に敬愛園に収容されていたという。しかし、小学校のときから母に連れられて敬愛園に父を訪ねていたが、父親はあくまで「健康そのもの」に見え、「父はここで仕事をしているぐらいのイメージ」であった。Dさんにハンセン病問題の差別偏見がふりかかるのは、いますこし後のことであり、この時期は、母親と自分にふりかかった生活の苦労だけが問題であった。

《聞き手》病気になられたのは、お父さんですか、お母さんですか？

《Dさん》父と、異母きょうだいの、いちばんの長女ですね。先妻が亡くなって、うちのおふくろが、後添いですよね。

《聞き手》お父さんが〔星塚敬愛園に〕入所されたのは？

《Dさん》昭和20年代後半には入ってたんじゃないかな。

《聞き手》Dさんが小学校あがるときには？

《Dさん》すでに〔家には〕いなかった。

《聞き手》お父さんが収容されるときってというのは、記憶にないですか？

《Dさん》ないですね。

《聞き手》そうすると、お父さんがいなくなってからは、お母さんがひとりでがんばるわけですか？

《Dさん》そうですね。だから中学に入ってから、〔私も〕朝は牛乳配達ですかね。あと、家の加勢と。ただ、私が中学校2年ごろだから、昭和36、7年ですかね。県のほうから、月に15,000円ぐらいの補助金は出てたかな。ハンセン病で隔離したもんですから、けっきょく、稼ぎ手がないでしょ。その代わりにちゅうか。それ、ちゃんと法律に明記してあります。ハンセン病を隔離するが、その代わりに生活を保障しなくてはならないちゅうやつが。

《聞き手》お母さんはずっと、仕事はなにをされてこられたんですか？ それこそもう本当に、日雇いに出るような？

《Dさん》まあ、そんな格好ですね。家は農業で、〔異母きょうだいの〕兄貴が家を継ぎましたので。おふくろはもう、それこそ日雇いと、あとは、こういうときやっぱ勉強してたちゅうのはものすごい得ですね。和裁に長けていた。それが救いだったですね。呉服屋と提携で、和裁だけで月に4万くらいあげよったからですね。そして、50の手習いで、私が高校のとき、また洋裁学校に行つて。

《聞き手》星塚敬愛園へ、お父さんを訪ねて行ったりってことは？

《Dさん》昭和33、4年から、毎年、盆と正月行ってます。母に連れられて。

《聞き手》お父さんは、わりと、体の具合は悪くなられてたんですか？

《Dさん》いや、健康そのもの。父親は昭和53年に77歳で亡くなりましたけど、昭和46年ごろまでは健康そのもの。盲腸をちょっと患って、それがわからなくて、腹膜炎を起こしたんですね。そのとき、菌が騒いだちゅうか、いっぺんに〔ハンセン病の〕病状が進んだちゅうか。まあ、医者を選べませんので。なんちゅうたっちゃ、治す人がいなかった、敬愛園に。〔当時は〕悪くなくても外〔の病院〕へ絶対出しませんからね。

《聞き手》そうやって、小学校の頃に、星塚敬愛園に訪ねて行けば、お父さんがハンセン病で収容されているってわかりました？

《Dさん》全然わかりませんでした。ただ、父はここで仕事してるぐらいのイメージですね。もう、健康そのものでしたから。

ただ、義理の姉〔＝異母姉〕も、同じく、そこにいましたので、敬愛園に。姉のほうはさすがに〔ハンセン病の後遺症がひどくて〕、びっくりしましたね。姉に会ったのは小学校4年のときですね。それまで何回か行ってるんですよ。ただ、父親がかわしてくれなかった。だから、たぶん、このくらいであればわかるんじゃないかちゅうとこで、紹介されたのが姉ですね。

姉はこれは完全に病気だなどは感じていましたけどね。でも、これはハンセン病で、隔離政策をとっていると、だいたい自分なりに状況判断できたのは、昭和36、7年、中学校にあがってからです。なぜかちゅうと、保健体育の教科書に出てくるわけです、ハンセン病が。学校の授業で出てくるわけです。「法定届出伝染病、ハンセン病」って。人から教えられなくても、嫌でもこれはわかる。ですから、学校の授業が怖かったですね。

就職差別 「おたくの学校にハンセン病患者の身内がいますね」

Dさんが高校卒業を前にして就職活動をしていたのは、1966（昭和41）年。企業による「身元調査」が当然のように行われていた時代であった。工業系の高校を出れば、就職先はいくらでもあった時代のはずが、Dさんは「門前払い」。それだけでなく、会社側から、高校に、「おたくの生徒には、ハンセン病患者の身内がいますね。うちは、今後、おたくからは募集しない」との圧力がかかり、Dさんは進路指導の教師から「退学」を迫られさえした。この危機を乗り越えられたのは、担任教師、校長、別の企業の総務課長といった「そ

れなりの人」たちに恵まれたからである。

《聞き手》そのへんから、まわりの目って気になりました？

《Dさん》なりましたね。嫌でもね、気になりますね。あと最大の難物は、中学を出て、高校に行って、高校3年になってからが難物じゃったですね。母が、家庭にそういった病気を抱えとる身内がおる以上は、手に職がないとやっていけんだらうと。勤めたとしても、職場をおそらく追われるであらうと。だから、手に職を持てと。「これからは車の時代じゃから、この方向に進め」ちゅうことで、実業系の高校、機械科へ行ったわけです。で、高校3年になって、まあ、就職先は車メーカーになるんですけども、戸籍謄本の原本を取るんですね。身元を調査しますから、あの当時は、昭和41年。嫌でも出てくるんですよ、〔敬愛園の〕親父の住所が。もう門前払いですね。

いちばん難物だったのは、昭和41年の11月ごろ、〔受験した会社から高校に〕「おたくの生徒には、ハンセン病患者の身内がいますね。うちは、今後、おたくからは募集しない」と。暗黙の、退学勧告ですよ。進路指導の先生は「とにかく学校を辞めろ」ですよ。ただ、ひとつ救われたのは、学担〔の先生〕が事情知ってましたので、冬休みは12月の20日から〔だけど〕、「〔学校には〕もう来なくていい」と。「卒業は絶対させてやる」と。でも、「就職は諦めろ。もうこんな状態じゃから」と。

救われたのはですね、年が明けて1月の20日すぎに、学担が来まして、「マツダが二次募集できたけど、おまえ、もう一回受けてみるか」と。「はい、先生、チャンスがあればやらしてください」。試験受けさせてくれたんですよ。そして、筆記試験が終わったあと、私だけ呼ばれてですね、総務課長から、「君はここで働く気はあるか？」「できればお願いしたいのですが」「よし、合格。君は地獄を見たから、もう、大丈夫だらう」と。救われましたね。知ってたんですね。知って雇ってくれました。

《聞き手》担任の先生が話をしといてくれたんでしょうね？担任の先生、いい先生でしたね？

《Dさん》ですね、いま思えば。それと、学校長もふんばってくれましたね。それとやっぱ、会社の総務課長が、それなりの人でしたね。まあ、マツダに助けられました。そのとき拾ってくれた方も昭和46年に亡くなりましたけどですね。で、その方が亡くなると同時に、私も町工場に移って、そして、この道に入って10年目、28〔歳〕のときに独立したんです。

結婚差別ののりこえ 「身元調査は一切抜き」

Dさんにとっての次の難関は、結婚であった。2度の見合いでは、相手側が「身元調査」の気配をみせた瞬間に、自分のほうから話を断った。3度目の見合いで、あらかじめ「身元調査は一切抜き」を条件とし、すべての段取りを自分で仕切り、敬愛園の父親は「結婚式に呼ばない」ですませることで、乗り切ったという。

《聞き手》Dさんが結婚される時は問題は生じなかったですか？

《Dさん》いや、これは出ましたね。というのは、親父が〔昭和〕46、7、8年のころ、ちょっと症状が悪くなりました。でも、生きてるでしょ。で、私が〔結婚したのが〕昭和49年です。親が生きてて、〔結婚式に〕呼ばんわけにはいかんのですよね。これをどう乗り切るのが難物じゃったですね。これは、脳みそがだいぶ回転しましたわ。そこでまず手を打ったのは、仲立ちは頼むが、雇われ仲立ちで、すべて自分で段取りしたちゅうか、茶入れから結納までぜんぶ私がやって。そして、〔すべて〕私と母と2人で臨んだんです。茶入れのとき、先方は親父のきょうだい7人、先方の母のきょうだい2人、そして、家内そのもののきょうだい6人、ずらりですね。私のほうはたった2人。それはいまでもずっと通してます。だから家内には、「おまえのほうの身内には一切ちょっかい出さない。うちのほうには一切ちょっかい出すな」。

結婚式にも〔こちらの〕きょう代いは呼ばんかったですよ。披露宴で、そのとき初めてきょうだい入れたんです。「これで通す。こらえてくれ」と。で、相手の嫁さんのほうから、「あの、Dさん、なんで？」「それ、しゃべらないかんですか？」ぐらいのことですね。「だめであれば破棄しますよ。私の好きなことをやらしてもらいます。私がもらうんですから。私が養子に行くんだったら、話は別ですが」と。それで突っぱねて。それでまあ、乗り切ったちゅうとこですね。

《聞き手》恋愛結婚だったんですか？

《Dさん》見合いです。3度めです。〔前の2つ〕なぜ壊れたかということ、身元調査を始めたんです。で、その段階でもう蹴ったんです。「どこに住んじよる？」その時点で、もう私のほうでお断り。

《聞き手》結婚されたおつれあいのときには、そういう動きがなかった？

《Dさん》なかったちゅうか、もうあらかじめ、「身元調査は一切抜き。それをするんだったら私はやめるよ。もう会わないよ」。

《聞き手》いまは、おつれあいは知ってるんですね？

《Dさん》子どもができてからです。子には隠しておくわけにもいかんし。私の高校時代の苦い経験がありますので。子が小学校にあがってから、ずうっと卒業するまで〔子どもたちを敬愛園に連れて行ってました〕。長男が中学3年のとき、〔昭和〕63年に、〔異母〕姉が63歳で亡くなりましたかね。だから、子どもを葬式には立ち合わせたんです。だから、子どもがどうなるかちゅうのが、いちばん心配だったですね。

昭和56年ごろからうちの家内も一緒に連れて行きました。ただ黙って連れてくだけ。「ちょっと、子どもと一緒に遊びに行くか」って。昭和56年から昭和63年まで、ずうと毎年、連れてってました。

《聞き手》おつれあいは、どういうふうにおっしゃいました？

《Dさん》いやもう、私は黙って連れて行くだけです。そして、「うちの家庭には一切

ちょっかい出すな。ただ、かわいそうっていう気持ちがあったら、つきあえ」ですよ。

《聞き手》お子さんは何人ですか？

《Dさん》男3人です。

《聞き手》わりと、お子さんたちはおじいちゃんになつきました？

《Dさん》親父が亡くなったのは〔昭和〕53年ですからね、〔上の子が〕3つか4つじやなかったかなと思うんですよ。〔だから、会わせたのは、私の異母姉のほうです。〕

きょうだい「やっと死んでくれたか」と

就職と結婚という2つの難関を乗り越えたDさんにとって、あと残る課題は「お墓」の問題である。実家の異母きょうだい、父親の遺骨も姉の遺骨も引き取りを拒否したままなのである。

《Dさん》星塚敬愛園にあった〔父親の〕骨は、親父の13回忌のときまでに、別に私が墓を作りまして、そちらのほうに安置しております。私は1週間に1回墓参り行っております。昭和63年に亡くなった姉〔のお骨〕も、実家〔の墓〕に入っておりません。きょうだい拒否。葬式も拒否。通夜も一切拒否。

《聞き手》お葬式も、じゃあ、Dさんがされた？

《Dさん》はい、すべて。きょうだい〔の口から〕出た言葉は、「やっと死んでくれたか」が答えですね。「これでやっと、大手を振って、実家に来れる。やっと死んでくれた、ほっとした」って、こう言うんですからどうしようもないですね。でも、これはまだいいほうですよ。骨の引き取り手が、まあ、いちおう私がおりましたから。骨の引き取り手のない方が〔敬愛園に〕どれだけいますか？何百でしょ。だいいち、残った家族で自殺に追いやられた方、けっこういますでしょ。

《聞き手》そういう話、聞かれます？

《Dさん》こんだけ鹿屋〔の敬愛園〕に行けば、もう、嫌でも聞かされますよね。だから、親父が亡くなったときも、異母きょう代いは、「いや、こんで助かった。ほっとしたあ」って、騒いだもんです。これはもう、殴りつけましたけど。

《聞き手》お姉さんは、いつごろ発病して敬愛園に入ってるんですか？

《Dさん》戦前ですね。

《聞き手》ただ、よく、ほかのきょうだいたち、結婚で問題が起きませんでしたね？

《Dさん》その当時は、式も挙げないし披露宴もしませんから。そして、いちばん傑作なのは、〔療養所に収容された異母姉の〕戸籍がなかったちゅうことですよ。療養所に入ったら、もう、人間と扱いませんから。犬であればワン権があるし、猫であればニャン権がありますけど、〔ハンセン病患者は〕人権というよりも、あたまから人とみなしませんから。人権だの言ってもらえないんですよ。あたまから戸籍がないんですから。親父の戸籍は生きておりましたけど、姉にかんしては戸籍がなかったから。もうこの人

間は存在しない、と。まあ、びっくりしたのはですね、昭和 42 年になってなお、戸籍のない人が敬愛園に片手はいたんじゃないかな、50 名ぐらいは。

ハンセン病療養所で亡くなった患者・元患者の「遺骨」の問題は、ひとり D さんだけの問題ではない。ハンセン病への差別偏見によって痛めつけられてきた「患者の家族・遺族たち」が、「ハンセン病患者の家族・遺族であること」をひたすら隠しつづけなければならぬ状況がつづくかぎり、「遺骨」の問題は解決しえない。

D さんは、聞き取りのなかで、2001 年の熊本地裁判決は、日本政府のハンセン病政策が「患者・元患者に多大な苦痛を与えたこと」を断罪しただけなのか、それとも、「患者・元患者だけでなく、その家族にも、多大な苦痛を与えたこと」にまで踏み込んだ判断をくださったのかを、さかんに気にしておられた。ようするに、D さんの考えでは、家族・遺族への政府による謝罪がなされること、それによって、家族・遺族が声をあげられる状況をつくること、そして、療養所の納骨堂に残された遺骨が故郷のお墓に引き取られていくこと、そこまで事態が展開していったときこそが、ハンセン病問題の「全面解決」なのである。D さんはこのことを、繰り返し語られた。

《D さん》まあ、〔「らい予防法」による〕被害の認知度具合と云ったら、家族のほうかはるかにおっきいでしょね。おっきいちゅうか、その大きさを、鹿屋〔の星塚敬愛園〕に収容された方、ここ〔＝菊池恵楓園〕に収容された方、知るすべもないですよ。《聞き手》お父さんところへ会いに行っても、D さんが外の社会で遭ってる被害については、話はしませんでした？

《D さん》まず、しませんですね。もう、口が裂けても言えませぬよ。もう忘りたい、もう、少しでも忘りたいですから。だから、元患者さんたちも、おそらくね、家族がどんな被害に遭ってるか、100 分の 1 も知らないんじゃないですかね。私にしてみれば、元患者よりも、その家族のほうは何倍も猛烈な迫害を受けたんじゃないか。差別偏見を。そして、そういった立場に追いやられていた、〔「らい予防法」が廃止される〕平成 8 年まで、少なくともですね。そして、それは今日まだ、現在進行形ですよ。まあ、弁護士さんに聞いてみないとなんとも言えませんが、遺族で〔亡くなった患者・元患者への〕補償金を〔相続のかたちで〕もらってる方は、私、おそらく 3 割いないと思います。まあ、それだけ口に出せないぐらいの、差別偏見を受けてきた。受けるような立場に追いやられていたちゅうことでしょうね。そして、それはまだ現在も進行中であると。

《D さん》患者の家族ちゅうのは、こういった被害がありましたちゅう声を〔なかなか〕あげられない。あげた時点で叩かれますから。〔つまり、声をあげたら〕その街を出ざるをえない。職場を辞めざるをえない。まだ現在進行形ですよ、この差別偏見というのは。その家族を拾い上げてやらんと、私は、全面解決にはならんんじゃないかな、と。

そして、その患者の家族を救うことによって、園に置いてある遺骨をふるさとに帰してやることのできるんじゃないかなと。やっぱ、ふるさとには、帰りたいでしょ、骨になっても。やっぱ、「死んでくれてよかった」つって、そのまんま、園に骨を置いとかれると、なんとも……。ていうか、私の〔異母〕姉の骨は〔私のところに置いてるんですけど〕、できれば、実家の墓に、自分の実の両親、そして祖父祖母がおる墓に、なんとか入れてやりたいんですけどね。なかなかそれができない。

いちおう目標は置いとります。今年で、姉の 18 回忌をしました。いままで供養、全部私がしてきましたけど、できれば、姉の 25 回忌はなんとか実家のほうでやってもらえればなと。まあ、そのための努力をせにゃいかんなと思っております。25 回忌がひとつの節目として。でも、そのためにはどうしても患者の家族の救済に、どれだけ、力が発揮できるかですよ。それにかかってますかね。

《D さん》遺族のほうは患者よりももっとダメージを受けている場合がある。自殺に追いやられた家族がある。患者もたしかに「らい予防法」によって大変な被害をこうむった。じゃが、家族はどうなるかです。家族もおそらく、平成 8 年までは、その被害をこうむった。差別を受ける立場に追いやられたはずだ。こういった立場に追いやった国の責任を明らかにする必要がある。家族もその被害者ですから。

そういった方向に持っていかんと、野に埋もれてきた患者の家族たちはまず救えないだろう。そうすることによって、星塚敬愛園にある 200 とも 300 ともしれない遺骨の行く先が決まる。でないと、いま 70 歳の方は 20 年たてば 90 歳でしょ。嫌でも星塚敬愛園は消滅すると。骨はどうするんだ〔ということですね〕。